

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 60 改正退職給付会計基準 割引率に関する論点（10%重要性基準）

今回は、前々回のワンポイント会計基準で触れました平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から原則適用される退職給付債務及び勤務費用の定めのうち、割引率に関する論点について触れたいと思います。

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算します（退職給付に関する会計基準（以下、新基準）16 項）。

ここで用いられる割引率については、退職給付に関する会計基準の適用指針（以下、新適用指針）24 項において、「退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない」とされています。

これまでの指針では、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の支払見込日までの平均期間を原則としながらも、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることができるとされていました。

この点、新適用指針では、時期や金額が異なる支払から構成される退職給付債務をより適切に割り引くべきと考えたこと等から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を使用することを求めています（新適用指針 93 項）。

つまり、より厳密な割引計算を行い、より正確な退職給付債務を算定することが必要になったということになります。

具体的には、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が挙げられています（新適用指針 24 項）。

このように、新基準等を適用することにより、退職給付債務の計算において用いられる割

引率の考え方が変更されることとなりますが、この際、10%重要性基準の適用をどのように考えればよいのかという論点が出てきます。

10%重要性基準とは、改正前の退職給付基準等にも設けられていた基準で、新基準等においても、次のように規定されています。

当期末の割引率の設定に際して、「前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない」（新適用指針30項）。

また、新適用指針の設例3の1.前提条件の注書の記載からも、10%重要性基準が新会計基準等を適用する際にも考慮されていることがわかります。

このことから、割引率の設定に関して、従前より10%重要性基準を考慮している場合には、影響額が基準の範囲内におさまり、割引率の見直しが不要と判断されれば、改正前の退職給付基準において用いていた割引率をそのまま適用することが可能となります。

他方で、従前より10%重要性基準を考慮してきたが、新基準等の適用初年度において、10%重要性基準を考慮せずに、新基準等で求められている割引率に変更した場合、そこから生じた退職給付債務の変動額は、数理計算上の差異として会計処理する方法と期首利益剰余金に加減する方法のいずれの方法も考えられます。

また、この場合でも翌年度以後の割引率の決定において再度重要性基準を考慮することも認められるとされています（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び同適用指針の解説注4）。

(2014/5/26号より)